

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 286 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「 ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町 1304 番地	を に
	津市クリーンセンター おおたか	津市森町 2438 番地 1	
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野 392 番地	
	津市安芸美清掃センター	津市芸濃町北神山 1450 番地	
「 ごみ焼却施設	津市西部クリーンセンター	津市片田田中町 1304 番地	に
	津市クリーンセンター おおたか	津市森町 2438 番地 1	
	津市河芸美化センター	津市河芸町久知野 392 番地	

改める。

第 5 条の表中

「 津市西部ク リーンセン ター	1	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	1	廃棄物の重量が 20 キログラム以下の場合	300 円
	2	廃棄物処理条例第 11 条第 3 項の規定により、	2	廃棄物の重量が 20 キログラムを超える場合	300 円に 2

	市長が別に定める産業廃棄物	0キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」	を
津市クリーンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）		
津市河芸美化センター			
津市安芸美清掃センター			
津市西部クリーンセンター	1　ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） 2　廃棄物処理条例第11条第3項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	1　廃棄物の重量が20キログラム以下の場合　300円 2　廃棄物の重量が20キログラムを超える場合　300円に20キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10キログラム（一律超過重量に10キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。）について150円を加算した額」	に
津市クリーンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）		
津市河芸美化センター			

改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 2 8 7 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 1 8 年津市条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第35条関係)

農作物共済の共済金額表

農作物共済の共済目的の種類等			法第107条第 4 項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額
水稻	法第106条第 1 項第 1 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	1 0 0 分の 30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成 9 年産から平成 1 7 年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	法第106条第 2 項の規定により農林水産大臣が定めた 2 以上の金額のうち最高額のものと同額
			2	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	
		1 0 0 分の 40	1	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	
	法第106条第 1 項第 3 号に規	1 0 0 分の 10	1	要領により算出した平成 9 年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	

	定する金額を金 額とす農作 物共済	100分の20	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	同上
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	
			1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	同上
		100分の30	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	
麦1類	法第106条第1項第1号に規定する金額を金 額とす農作 物共済	100分の30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	

		1 0 0 分 の 40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	同上
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	
麦 2 類 ～ 麦 5 類	法第106 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す 金 額 を 共 済 金 額 と す る 農 作 物 共 済	1 0 0 分 の 30			同上
		1 0 0 分 の 40			同上

別表第2 (第36条関係)

農作物共済の共済掛金率表

農作物共済の共済目的の種類等			法第107条第4項の規定による危険段階別		共 済 率 掛 金 率	農家負担共済 掛 金 率
水稻	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領(以下「要領」という。)により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	% 3.085	% 1.542500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	1.581	0.790500
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	1.188	0.594000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	1.057	0.528500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	1.028	0.514000
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	1.137	0.568500
		100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	1.921	0.960500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	0.984	0.492000
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	0.740	0.370000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	0.658	0.329000
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	0.640	0.320000

			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	0.708	0.354000
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	8.042	4.021000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	4.121	2.060500
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	3.097	1.548500
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	2.755	1.377500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	2.680	1.340000
			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	2.964	1.482000
	100分の20	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	2.835	1.417500
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	1.453	0.726500
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	1.092	0.546000
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	0.971	0.485500
		5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	0.945	0.472500
			平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	1.045	0.522500
法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済	100分の10	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	8.444	4.222000
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	4.327	2.163500

	金額と する農 作物共 済		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	3.252	1.626000
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	2.893	1.446500
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稻の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	2.814	1.407000
				平成18年産の水稻より新しく加入する組合員等	3.112	1.556000
麦1類	法第106 条第1 項第1 号に規 定金額 を共済 とす農 作物共 済	100 分の 30	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	11.281	5.290789
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	8.776	4.115944
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	7.626	3.576594
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	6.295	2.952355
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	5.640	2.645160
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	7.786	3.651634
		100 分の 40	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	7.969	3.801213
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	6.199	2.956923
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	5.387	2.569599
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	4.447	2.121219
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	3.984	1.900368

				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	5.500	2.623500
	法第150条の3第1項に規定する金額を金す作物共済	100分の10	1	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が20.0%以上の組合員等	17.088	7.911744
			2	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が12.5%以上20.0%未満の組合員等	13.294	6.155122
			3	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が5.0%以上12.5%未満の組合員等	11.552	5.348576
			4	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%以上5.0%未満の組合員等	9.535	4.414705
			5	要領により算出した平成10年産から平成17年産までの麦の被害率の平均が2.0%未満の組合員等	8.543	3.955409
				平成19年産の麦より新しく加入する組合員等	11.794	5.460622
麦2類～麦5類	法第106条第1項第1号に規定する金額を金す作物共済	100分の30			7.786	3.651634
		100分の40			5.500	2.623500
	法第150条の3第1項に規定する金額を金す作物共済	100分の10			11.794	5.460622

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、水稻にあっては平成１８年産のものから、麦にあっては平成１９年産のものからそれぞれ適用し、平成１８年産の麦については、なお従前の例による。

（平成１８年３月２４日 揭示済）

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 288 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 8 号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 揭示済）

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 289 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

「	津市立雲林院幼稚園	津市芸濃町雲林院 1019 番地	を
	津市立安西幼稚園	津市芸濃町北神山 305 番地	」
「	津市立安西・雲林院幼稚園	津市芸濃町北神山 305 番地	」に

改める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 揭示済）

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 290 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例(平成 18 年津市条例第 250 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 56」を「別表第 57」に改める。

別表第 1 中

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町 2 1 7 4 番地 1
-------	------------	---------------------

を

「

サッカー場	津市香良洲サッカー場	津市香良洲町 2 1 7 4 番地 1
フットサルコート	津市安濃中央総合公園 内フットサルコート	津市安濃町草生 2 3 4 番地 5

に

改める。

」

別表第 56 を別表第 57 とし、別表第 47 から別表第 55 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 46 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 7 （第 6 条関係）

津市安濃中央総合公園内フットサルコート施設の使用料

単位 円

使用区分	使用料		超過使用料
フットサルコート	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり		3 0 分（3 0 分未満は、3 0 分とする。）増すごとに 7 5 0
	夜間照明	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり	3 0 分（3 0 分未満は、3 0 分とする。）増すごとに 1 5 0
〔備考〕 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。			

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 1 8 年 3 月 2 4 日 掲 示 済)

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 291 号

久居市企業誘致促進条例の一部を改正する条例

久居市企業誘致促進条例（平成 10 年久居市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 掲 示 済）

白山町通園バス設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 292 号

白山町通園バス設置条例を廃止する条例

白山町通園バス設置条例（平成 10 年白山町条例第 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 掲示済）

津市助役定数条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 293 号

津市助役定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 3 項の規定に基づき、助役の定数を 2 人とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 18 年 3 月 24 日 揭示済）

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 294 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 18 年津市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 17 年度」を「平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度」に改め、同条第 1 号中「第 38 条第 1 項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、「20, 000 円」を「28, 560 円」に改め、同条第 2 号中「第 38 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「30, 000 円」を「42, 840 円」に改め、同条第 3 号中「第 38 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「40, 010 円」を「57, 130 円」に改め、同条第 4 号中「第 38 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「50, 010 円」を「71, 410 円」に改め、同条第 5 号中「第 38 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 6 号」に、「60, 010 円」を「85, 690 円」に改める。

第 10 条第 3 項中「又は第 4 号ロ」を「、第 4 号ロ又は第 5 号ロ」に、「第 4 号まで」を「第 5 号まで」に改める。

第 19 条中「法第 31 条第 1 項後段」の次に「、法第 33 条の 3 第 1 項後段」を加える。

附則第 6 項の前の見出し中「平成 17 年度」を「平成 18 年度及び平成 19 年度」に改め、同項及び附則第 7 項を次のように改める。

6 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号。以下「改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度における保険料率は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第 8 条第 3 号に該当する者であって、その者の属する世帯

の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 37,700円

（2）第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 47,410円

（3）第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 42,840円

（4）第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 51,980円

（5）第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当するもの 61,700円

7 改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第1号に該当するもの 47,410円

(2) 第8条第3号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 51,980 円

(3) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に第8条第1号に該当するもの 57,130 円

(4) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第2号に該当するもの 61,700 円

(5) 第8条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同条第3号に該当するもの 66,270 円

附則第8項から附則第13項までを削る。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の津市介護保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分に係る保険料について適用し、平成17年度分までの年度に係る保険料については、なお従前の例による。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 295 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「198,000 円」を「189,000 円」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 17 号に規定する資本積立金額又は同条第 17 号の 3 に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第 2 号から第 8 号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第 34 条の 5 の 2 第 1 項中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法第 2 条第 17 号に規定する資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額）」に改め、同条第 2 項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「第 312 条第 3 項第 1 号又は第 2 号」を「第 312 条第 3 項第 1 号から第 2 号まで」に改める。

第 61 条第 9 項中「第 1 項から第 6 項まで」の次に「及び法第 349 条の 3 第 11 項」を加え、同条第 10 項中「前項」の次に「並びに法第 349 条の 3 第 11 項」を加える。

附則第 2 条の 3 中「198,000 円」を「189,000 円」に、「176,000 円」を「168,000 円」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「35 万円を」を「32 万円を」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 16 条第 7 項」を「附則第 16 条第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 16 条第 8 項」を「附則第 16 条第 7 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 16 条第 8 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日か

ら３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２５項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出できなかった理由

附則第１０条の３第１項中「（法附則第１６条第６項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第３項に規定する書類を含む。）」を削り、同項第３号中「、第５項又は第６項」を「又は第５項」に改める。

附則第１１条の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第５号を同条第７号とし、同条第４号中「附則第１８条第２項」を「附則第１８条第７項」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号中「附則第１７条第６号イ」を「附則第１７条第８号イ」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号の次に次の２号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第１７条第３号
- (4) 商業地等 法附則第１７条第４号

附則第１１条の２の見出しを「（平成１９年度又は平成２０年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第１項中「平成１６年度分」を「平成１９年度分」に、「平成１７年度分」を「平成２０年度分」に改め、同条第２項中「平成１６年度適用土地」を「平成１９年度適用土地」に、「平成１６年度類似適用土地」を「平成１９年度類似適用土地」に、「平成１７年度分」を「平成２０年度分」に改める。

附則第１２条の前の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条第１項から第３項までを次のように改める。

宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受け

る宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第12条に次の3項を加える。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地で

あるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下この項において「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第12条の3の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年法律第9号）附則第13条」を「平成18年法律第7号）附則第15条」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第13条の3を次のように改める。

第13条の3 削除

附則第14条中「、第12条の2」を削る。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「附則第 12 条第 1 項」を「附則第 12 条第 1 項から第 6 項まで」に、「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで」を「平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項第 1 号中「法附則第 20 条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第 17 条第 4 号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 31 条の 3 第 4 項」を「附則第 31 条の 3 第 3 項」に改め、「又は第 2 項」を削り、同項を同条第 5 項とする。

附則第 20 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 20 条の 4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から同法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率（第 3 項において「限度税率」という。）を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第 34 条の 6、第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特

定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第 21 条第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5（平成 20 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3）の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるの

は、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

- (2) 第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特

例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附則第22条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

附則第22条に次の3項を加える。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

附則第22条の2を次のように改める。

第22条の2 削除

附則第２２条の３の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年法律第９号）附則第１３条」を「平成１８年法律第７号）附則第１５条」に、「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改める。

附則第２３条の見出し中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、同条中「平成１５年度から平成１７年度まで」を「平成１８年度から平成２０年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第２０項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第２４条を次のように改める。

第２４条 削除

附則第２５条中「附則第２２条第１項及び第２項」を「附則第２２条第１項及び第３項」に、「附則第２２条第１項の」を「附則第２２条第１項、第４項及び第５項の」に、「附則第２５条第２項」を「附則第２５条第７項」に、「附則第１８条第２項に、附則第２２条及び第２３条並びに前条」を「附則第１８条第７項に、附則第２２条第２項及び第４項の「住宅用地」とは法附則第１７条第３号に、附則第２２条第２項、第５項及び第６項の「商業地等」とは法附則第１７条第４号に、附則第２２条第４項から第６項まで及び第２３条」に、「附則第１７条第６号ロ」を「附則第１７条第８号ロ」に、「附則第１８条第２項」を「附則第１８条第７項」に改める。

附則第２６条中「附則第１５条第３項、第１７項、第１８項、第３９項、第４１項、第４５項、第４８項、第４９項、第５１項、第５２項若しくは第５４項から第５９項まで」を「附則第１５条第２項、第１５項、第１６項、第３５項、第３７項、第４１項、第４４項、第４５項、第４７項、第４８項、第５０項、第５１項、第５２項、第５３項、第５４項、第５５項又は第５８項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第２４条第２項及び附則第５条第１項の規定は、平成１８年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、平成１７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- ２ 平成１８年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）第２４条第２項の規定に該当する者（旧条例附則第２条の３の規定により読み替えて該当する者を含む。）であり、かつ、当該年度分の旧条例第３６条の２第１項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第３６条の２第１項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「３月１５日」とあるのは、「平成１８年４月３０日」とする。

- ３ 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第３条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成１８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成１７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第４条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成１８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成１７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成１８年３月３１日 揭示済）